

株式会社**Grandyfun**
グランドレンタカー

販売代理店規約

第1条 目的

1. 本契約は、株式会社Grandyfun(以下「甲」という)が提供するレンタカー予約管理システム(以下「本システム」という)について、販売代理店(以下「乙」という)がその販売代理業務を行うことを目的とし、両者の権利義務関係を定めるものとします。
2. 本契約において「顧客」とは、乙が本システムを導入する事業者または個人を指します。

第2条 販売代理権の付与

1. 甲は、乙に対し、本システムの販売代理権を非独占的に付与します。
2. 乙は、甲のガイドラインや指示に基づいて本システムを販売します。

第3条 販売地域

1. 乙が本システムを販売する地域(以下「販売地域」といいます)は、全国とします。

第4条 販売価格および手数料

1. 本システムの販売価格は甲が定めるものとします。
2. 乙は、販売ごとに甲から定められた手数料を受け取るものとします。手数料率 および支払条件は以下の通りとします。

- ライトプラン: ¥1,000(税抜)/1店舗・1月あたり
- ベーシックプラン: ¥2,000(税抜)/1店舗・1月あたり
- プロプラン: ¥5,000以上(税抜)/1店舗・1月あたり(詳細は要相談)

3. 乙は、販売時に必要に応じて初期導入費用やサポート費用などの費用を任意で設定することができます。ただし、設定した費用については、甲に対して報告する義務を負うものとします。なお、以下に費用の一例を示します。

- 例) 初期導入費用: ¥30,000 ~ ¥50,000(税抜)
- 例) サポート費用: ¥3,000 ~ ¥5,000(税抜)/1店舗・1月あたり

4. 手数料の支払いは、甲が顧客から該当利用月のシステム利用料を受領した後、翌月末までに銀行振込で行います。ただし、顧客からの支払いがない場合、または支払い前に解約された場合、該当分の手数料は支払われないものとします。

第5条 営業活動

1. 乙は、甲のブランドイメージを損なわないよう誠実に営業活動を行うものとします。
2. 乙は、甲から提供される資料、パンフレット、マニュアル等を活用し、本システムを正確に顧客に説明する責任を負います。
3. 乙は、月に1回お客様先を訪問し、ヒアリングを行い、必要な情報を甲に報告するものとします。

第6条 顧客情報の開示

1. 乙は、甲の要求に応じて、本システムの販売に関連する顧客情報を甲に開示するものとします。
2. 顧客情報には、顧客名、連絡先、契約内容等が含まれ、甲が業務上必要とする範囲に限られます。
3. 甲および乙は、顧客情報を適切に管理し、本契約の目的以外で使用しないものとします。

第7条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了の30日前までに両当事者のいずれからも書面による異議申し立てがない場合、自動的に1年間更新されるものとします。

第8条 秘密保持

1. 乙は、本契約に関連して知り得た甲の技術情報、営業情報その他一切の非公開情報を、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはなりません。

第9条 契約の解除

1. 甲および乙は、以下の場合に本契約を解除することができます。
 - 相手方が本契約に違反し、相当の期間をもって是正を求めたにもかかわらず是正されない場合。
 - 相手方が破産、民事再生手続開始等の申立てを受けた場合。
2. 契約解除の場合、乙は速やかに甲の指示に従い営業活動を停止し、甲の指示する資料等を返還するものとします。

第10条 電子契約の利用

1. 本契約の締結および変更に際しては、電子契約サービスを利用するものとします。
2. 電子契約は、両当事者が合意した電子署名および記録によって効力を有するものとします。
3. 電子契約に使用するデータおよび署名は、両当事者間で事前に認められた形式で行うものとします。

第11条 損害賠償

1. 本契約に関連して一方当事者に損害が生じた場合、損害を与えた当事者はその損害を賠償するものとします。

第12条 一般条項

1. 本契約の解釈および履行に関しては、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄 裁判所とします。

第13条 両者による協議

1. 本規約に規定のない事項または本規約に関して生じた疑義については甲・乙が 協議の上解決する。
2. 本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方調印の上、各自1通保有する。または電子署名された本契約のコピーをデジタル形式で保持すること とし、これを原本と同等の効力を有するものとする。